

臓器提供意思登録システムについて

1 趣旨

インターネットを活用して臓器提供意思表示カードを普及することにより、カード所持者の一層の増加を図るとともに、臓器提供に関する意思がより確実に確認されるようにするため、(社)日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)において「臓器提供意思登録システム」(以下「登録システム」という。)を整備する。(「臓器提供意思登録システムに関する作業班報告」(平成18年3月31日))

2 システムの概要

- ネットワークのホームページ (<http://www.jotnw.or.jp/>) に臓器提供意思登録窓口を設置。
- 登録希望者は、パソコン又は携帯電話から登録窓口にアクセスし、臓器の提供に関する意思(提供する、提供しない)及び所要の事項を入力。(仮登録)
- ネットワークから仮登録者に対し、臓器提供に関する意思を印刷したID入り臓器提供意思表示カード(署名前)を郵送。
- 仮登録者は、カードに署名し、携帯するとともに、登録窓口からID、パスワードを入力(本登録)。
- 登録内容に変更があった場合、登録者は変更内容を入力。
※ネットワークから登録者に対し、登録内容の変更があった場合、変更手続をとるよう注意喚起する。
- ネットワークに対し、家族の了解を得て臓器移植法に基づく臓器提供に関する連絡があった場合に、ネットワークの担当者が登録システムで本人の氏名等を検索し、登録の有無及びその内容を確認。
 - ① 臓器を提供するという意思が登録されている場合
 - 脳死下での臓器提供：本人の書面(臓器提供意思表示カード等)による意思表示が確認された場合、ネットワークにおいて臓器のあっせん手続が進められる。
 - ・ 心停止後の臓器提供：本人が臓器提供の意思がないことを表示していなければ、ネットワークにおいて臓器のあっせん手続が進められる。
 - ② 臓器を提供しないという意思が登録されている場合
 - ネットワークにおける臓器のあっせん手続は行われない。
 - ③ 臓器提供に関する意思が登録されていない場合
 - ①と同様。
 - ※ネットワークにおいて供用・利用するシステムであり、眼球、その他(皮膚、心臓弁等)の提供に関する意思は登録対象としない。

3 運用開始

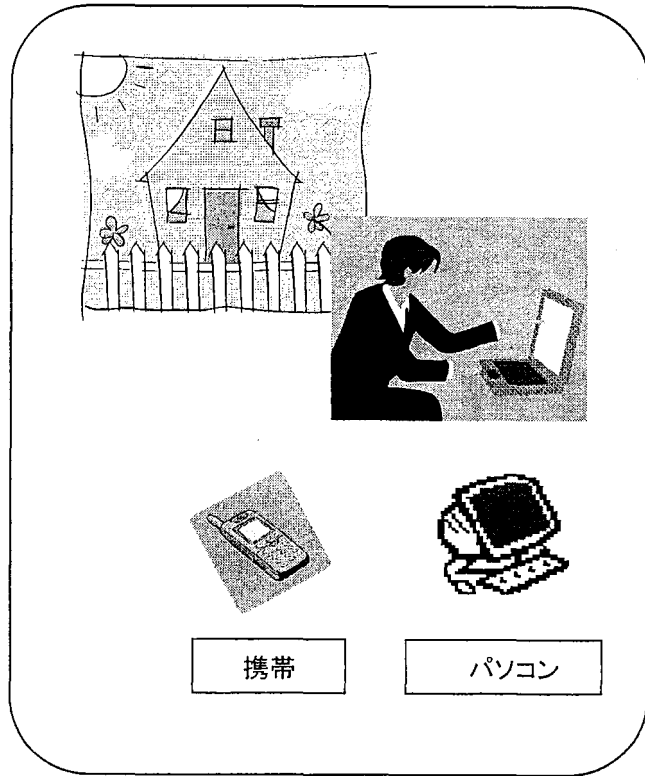
平成19年3月5日

【臓器提供意思登録システム概念図】

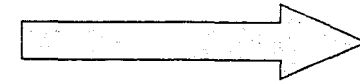
平成19年3月5日登録開始

4月16日現在 登録人数 5,400名

2



①ホームページの登録窓口にアクセスし、臓器提供に関する意思と本人情報を入力して仮登録を行う*



②ネットワークから本人に、ID番号と臓器提供に関する意思を印刷したカードを郵送



③本人が登録窓口にアクセスし、本登録サイトでID番号とパスワードを入力し本登録完了

(社)日本臓器移植ネットワーク

サーバ

ホームページ

臓器提供意思登録窓口

モバイルサイトからも
意思登録できます！

* 仮登録画面を印刷した書面に署名した場合にも、法に基づく有効な意思表示となる。

・本登録後は、本人による内容の確認・変更・削除が可能。

・脳死下又は心停止下での臓器提供が行われる際には、ネットワークにおいて、氏名等を検索し、意思表示の有無及び内容を確認する。